

不適正資金問題に関する監査等の結果について

平成 18 年 8 月 30 日
岐阜県監査委員

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 臨時監査委員協議会の開催による対応方針の決定 | 1 |
| 2 | 資金調査チームによる調査結果の検証 | 2 |
| 3 | 定期監査(本監査)における各所属長等へのヒアリング | 4 |
| 4 | 監査委員事務局の不適正資金について | 6 |
| 5 | 随時監査の実施 | 8 |
| 6 | 定期監査(予備監査)での重点項目の点検 | 9 |
| 7 | 不適正資金問題に関する監査委員の見解 | 10 |
| 8 | 再発防止のための取組 | 12 |

岐阜県監査委員は、今回、明らかになった不適正資金問題に関して、平成18年8月28日までに、以下に記載する監査等を実施した。

1 臨時監査委員協議会の開催による対応方針の決定

(1) 7月5日臨時監査委員協議会の開催(県議会終了後)

- ① 監査委員としてできることをよく検討し、できることは行う。
- ② 監査でなぜ分からなかったかを明らかにし、今後の監査手法の改善策を考える。
- ③ 「不適正資金」の事実関係については、「資金調査チーム」の調査結果を見守ることとする。
- ④ 必要に応じて、緊急の監査委員協議会を開催する。

当面以下のことを実行する。

- ① 7月14日(金)からの現地機関の定期監査及び7月31日(月)からの本庁の定期監査・決算審査において、各所属長に各機関の現況、取組みについて説明を求める。
- ② 7月10日(月)からの本庁各機関に対する予備監査において、旅費、賃金等について、重点的に点検する。

(2) 7月25日臨時監査委員協議会の開催

- ① 資金調査チームによる調査結果の検証
資金調査チームによる調査方法、内容等について、財務監査の面から検証を行う。
- ② 県職員等からのヒアリング調査
①の検証結果に応じて、必要があれば、県職員等の関係者からヒアリング調査を行う。
①及び②について、8月中旬までに実施する。
- ③ 随時監査の実施
資金調査チームの調査結果に基づき、必要があれば、「随時監査」を8月中に実施する。
- ④ 再発防止のための取組
再発防止のための監査手法の改善を、8月中に決定する。
- ⑤ これらの対応について、8月下旬を目途に監査委員としての監査結果をまとめる。

2 資金調査チームによる調査結果の検証

「資金調査チーム」による不適正資金に関する調査について、平成 18 年 8 月 3 日にそれまでの調査状況が「不適正資金に関する調査について」として、県議会へ報告し公表が行われた。

監査委員は、資金調査チームのリーダーである原副知事らから、この調査報告について説明を受け、疑問点等について質疑を行った。

【日 時】平成 18 年 8 月 7 日(月) 午後 3 時 30 分～4 時 30 分

【場 所】県庁 6 階監査室

【説明者】資金調査チーム リーダー原副知事、富田総務部次長
教育委員会 近藤教育次長他 2 名

【監査委員】近松監査委員、木股監査委員、河合監査委員、田中代表監査委員

【概 要】

- ・ 原副知事から、資金調査チームによる調査結果「不適正資金に関する調査について」の説明を受けた。
- ・ 引き続き、近藤教育次長から、教育委員会における調査結果「不適正資金に関する調査について」の説明を受けた。
- ・ その後、監査委員から質疑を行った。

【主な質疑】

- ① 調査を拒否した人はいたか。
- ② 調査内容でつじつまが合わない所はなかったか。
- ③ 組合の銀行関係の書類はどのくらい残っているのか。
- ④ 所属長は知っていたのか。使うのを黙認していたのか。使う際、所属長はどういう金か知っていたのか。
- ⑤ 前知事としてこれらの金を何らかに使われたのか。
- ⑥ 引き継いだという人の次の人(引継ぎを受けた人)が知らないという例はあったか。
- ⑦ 今後は、責任等の問題は弁護士による検討委員会の調査に委ねるとのことか。
- ⑧ 育友会や PTA の関係のものはどういうものか。
- ⑨ 組合で使った金と、残っている金の返済のことはどうするのか。また、個人で使った金は分かっているのか。

その結果、監査委員としては、以下のような評価をした。

- ① 資金調査チームでは、平成 18 年 7 月 5 日の資金調査チームの設置後、岐阜県職員組合の委員長、副委員長、書記長及び書記次長の職にあった者(計 18 人)並びに組合への資金集約に関わった可能性がある県の幹部(OB 職員及び現職職員計 14 人)に対するヒアリング調査を始め、県の不適正な経理による資金づくりに関して、県の OB 職員及び現職職員延べ約 6,900 人に対する書面調査及びヒアリング調査、組合が管理している預金通帳・証書等の関係書類の分析などを、短期間に集中的に実施され、一定の実態が明らかにされている。
- ② 教育委員会についても、同様に、短期間に延べ約 1,740 人の OB 職員及び現職職員に対する調査を実施した上で調査結果をまとめられている。

- ③ 当時の会計書類や証拠書類がすでに不存在のものが多い中で、人の記憶に頼らざるを得ない面が多く、調査内容にある程度不明確な部分があるのはやむを得ないと考えられる。
- ④ 一部調査結果について不明確な部分やつじつまが合わない部分などもあり、引き続き「プール資金問題検討委員会」を中心に解明することであり、この調査は概ね妥当と考えられる。

しかし、監査委員としては、この調査報告を受けて、次のような意見や要望を述べた。

- ① 外郭団体や出資団体で、県職員が出向しているところについても、調べる必要がある。
- ② 県民からの批判が強いのはお金を焼却したことなので、この件についてよく調べる必要がある。
- ③ 今やっていないということが大事なので、旅費の関係では、出勤簿、出張伺い、復命書の確認をきちんとやらなければならない。
- ④ この問題については、ここで思い切って膿を出しきる必要がある。

3 定期監査(本監査)における各所属長等へのヒアリング

7月31日(月)から実施している今年度の本庁各課への定期監査(本監査)において、すべての課について、今回の不適正資金問題に関する質疑の時間を設けて、各所属長等からヒアリングを行うとともに、併せて監査委員から意見・要望を行ってきた。

- ・ 対象機関：本庁全116機関中、54機関
- ・ 期間：7月31日(月)～8月25日(金)

(1) 主なヒアリング事項

- ① 資金調査チームからの照会に対して、どのように調査したか。どういう結果であったか。
- ② 課として不正資金づくりを行っていたということはあるか。
- ③ 課にプールされたお金はあるのか。今、そういうことがやられていないか。
- ④ 課長の立場で、事務の取扱で注意していることはどのようなことか。
- ⑤ かつて庶務係で印鑑を管理して不正資金づくりを行っていた事例もあるが、現在印鑑を預かっているような事例があるか。
- ⑥ 課長から部下に対し、以前に不正資金づくりに関与したことがあるかどうか聞いたことがあるか。
- ⑦ 不正資金づくりに関与したと思われる職員が、自分の部下でどれくらいいたか知っているか。
- ⑧ 不正資金の問題について、改めて職員に指導したことはあるか。
- ⑨ 以前どういう所属にいたか。かつていた所属では、不正資金づくりに関係していたことがないか。そういったうわさを聞いたことがないか。
- ⑩ 旅費の支出については、どのようなチェックを行っているか。今行われていないことをどのように確認したのか。
- ⑪ 自家用車出張の場合、決められた手順をとっているか。
- ⑫ 課の所管する外郭団体について調査は行ったか。

(2) 各所属長等からの主な回答

- ① 資金調査チームからの所属への照会で調査の指示があった平成14年度以降、所属において、不適正な経理による資金づくりを行っていたという部署はなかった。
- ② 一部の所属を除いて、現在、所属において不適正資金を保管しているというところはなかった。
- ③ 平成14年度以降、不適正資金が存在したかどうかについて、一部の所属において、今回の調査で、過去に作られた不適正資金が課内に保管されていたことが判明したため、届出を行ったという報告があった。
- ④ 過去に会計事務に携わった職員からは、資金調査チームからの調査には、できる限り正直に答えた旨の回答があった。
- ⑤ 一部の職員からは、過去の所属において、不正資金づくりを行っていたことがあると調査チームに報告したとの回答があった。
- ⑥ 一部の幹部職員からは、裏金の存在は暗黙のうちに承知していたし、庶務の部門の職員が関与していたことは承知していたとの発言があった。

(3) 監査委員からの意見・要望

- ① 隠すことはよくないので、まだ表に出していないことがあれば出すように、職員を指導してもらいたい。
- ② 組織として行ったことであるから、すべての膿を出し切らなければならない。
- ③ 悪いことをすれば、良いことも帳消しになってしまうことを肝に銘じてほしい。
- ④ プール資金がある場合は、早急に返すようにしてもらいたい。
- ⑤ 今やっていないということを、課長の責任で証明してもらわないといけない。しっかりとやってもらいたい。
- ⑥ 会計事務の電算化をしても、業者と結託すれば不正資金づくりはできるので、所属長の責任として、しっかりチェックしてもらいたい。
- ⑦ 旅費や食糧費での架空請求を今行っていないことを、明確にしてほしい。
- ⑧ 出張旅費について、出勤簿、旅行命令書、復命書の3つの確認と実際に出張しているかどうかの確認をきちんとやってほしい。抜き打ちで出張の確認を行うこと。
- ⑨ 今後監査委員が出勤簿、旅行命令書、復命書等を抜き打ちで調査することもある。
- ⑩ 自家用車の出張についても、保険などの手続がとられているかなど、原点に帰って確認すること。
- ⑪ 自家用車承認簿についても確認するように。
- ⑫ 印鑑の管理は十分に注意してもらいたい。
- ⑬ 課の所管する外郭団体についても、隠すことがないよう厳密に調査してもらいたい。

4 監査委員事務局の不適正資金について

資金調査チームの調査の結果、監査委員事務局においても、平成6年度に不適正な経理による資金づくりが行われていたことが報告された。

そのため、当時の不適正資金の状況や、その後のそれらの資金の処理がどのように行われたかを明らかにするため、その当時在籍した監査委員（3人）及び事務局職員（9人）から面接を中心としてヒアリング調査を行った（うち3人は電話で回答）。

【調査時期】平成18年8月8日(火)～23日(水)

【調査者】代表監査委員、監査委員事務局長、事務局職員

【調査対象者】

- ・ 監査委員…平成6年度から14年度の間に常勤であった委員3人。面接(2人)と電話(1人)によるヒアリング調査。
- ・ 事務局長、事務局次長、監査第一課長、庶務係長、庶務係職員…平成6年度から10年度に在籍した職員9人。2人を除き、面接によるヒアリング調査(2人は電話によるヒアリング調査)。

【主な聴取り事項】

- ・ 在籍時の不適正資金の存在、不適正資金づくりの有無・方法
- ・ 当時の不適正資金の必要性、用途
- ・ 後任者への不適正資金の引継ぎの状況
- ・ 現在までの不適正資金の保管の状況

以上の調査の結果、以下のことが判明した。

- ① 資金調査チームによる調査結果のとおり、平成6年度までの間、監査委員事務局において、不適正な経理による資金づくりが行われていた。
- ② 平成7年度については、年度前半の夏くらいまで不適正な経理による資金づくりが行われたが、それ以降は資金づくりは行われなかった。
- ③ 平成8年度末残高約329万円については、以下のとおり分割管理及び引き継がれた。
平成8年度末 220万円を関係者6人で分割管理、残高109万円を平成9年度に引き継ぎ
平成9年度末 90万円を関係者5人で分割管理、平成9年度中に1万円費消
残高18万円を平成10年度に引き継ぎ
分割管理されてきた310万円については、現在まで保管されてきたが、既に資金調査チームによる調査の際に、すべて返還済み。

(1) 平成6年度の状況

- ・ 平成6年度においては、100万円程度の資金づくりが行われた。
- ・ 資金づくりは、旅費によるものが多かった。
- ・ もともと300万円くらいの資金があったとのことである。

(2) 平成7～9年度の状況

- ・ 7年度に庶務係長が交替し、300万円くらいの資金の引継ぎが行われた。
- ・ 7年度の前半の夏くらいまでに、108～109万円くらいの資金が作られた。他県出張などの

監査用務でない出張で架空支出した。その後は、資金づくりは行われなかった。

- ・ 7年度中に20万円くらいその支出を県会計へ戻入した。7年度には、50万円くらいその資金を使った。8年度は10万円くらい使った。8年度末に220万円を関係者6人で分割管理とした。
- ・ 9年度当初は108万円くらいの資金があり、9年度中に1万円くらい使った。9年度末に90万円を関係者5人で分割管理とした（うち3人が8年度と同一人）。

(3) 平成10～12年度の状況

- ・ 10年度に庶務係長が交替し、残金17～18万円程の引継ぎが行われた。
- ・ 10年度中又は10～11年度の2年間にかけて、これらの残金は支出された。この間資金づくりは行われなかった。

(4) 平成13年度以降の状況

13年度に庶務係長（管理調整担当チーフ）が交替したが、引き継がれた不適正資金はなく、不適正な経理による資金づくりも行われなかった。

(5) 資金の使途

資金は次のような使途に支出されていた。

- ・ 香典、チケットの割当て、諸新聞代
- ・ 職員の懇親会への補てん
- ・ 茶、コーヒー、果物代など監査の雑費

(6) 庶務係長による管理

不適正資金の管理は、分割管理されるようになるまでは、監査委員事務局の庶務係長が1人で行ってきた。6年度から7年度への引継ぎ及びその後の管理は、現金で行われていたようである。8年度及び9年度に分割管理が行われた後、残金の10年度への引継ぎ及びその後の管理についても同様である。

なお、実際に旅費の会計書類を作成して資金を捻出したのは、庶務係の係員であるが、それを管理して使っていたのは庶務係長である。

(7) 分割管理の状況

平成8年度末には、不適正資金が320万円ほどあり、そのうち220万円を関係者6人で分割管理とした。各金額は役職や経験年数など責任の度合いによって、20～60万円の額が決められた。

平成9年度末には、90万円を関係者5人で18万円ずつ分割管理とした。

以上の保管者は代表監査委員1人、事務局職員7人の計8人（うち3人が8年度分及び9年度分とも保管）で、分割管理された資金計310万円は、今回の資金調査チームの調査により明らかとなり、全員から返還が行われている。

5 随時監査の実施

資金調査チームによる調査の結果、平成 10 年度当初保有されていた資金少なくとも約 4 億 4,100 万円（教委分含む）のうち、県職員組合へ集約されなかったものが約 2 億 1,400 万円（教委分含む）あり、それらの資金は、その後、①各所属が保有、②職員（OB 職員を含む。）が保有、③費消・寄付・焼却又は廃棄がされていたことが判明している。

そのため、次の点を着眼点として、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく「随時監査」を実施した。

- ① 組合への集約が集中的に行われた時期（平成 10～13 年度）の後、現在も不適正な経理による資金づくりが行われていないか。
- ② 資金調査チームによる調査で明らかになったもの以外に、不適正資金が保管されていないか。

「随時監査」の概要

【根拠】 地方自治法第 199 条第 5 項

【対象機関】 資金調査チームによる調査結果や、本庁・現地機関のバランス、部局のバランス等を配慮して、次の 12 機関を監査対象とした。

（本庁） 総務部管財課、健康福祉部子ども家庭課、農政部農政課、県土整備部河川課、出納事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局

（現地機関） 農業技術センター、多治見病院、可茂農林事務所、郡上土木事務所、岐阜教育事務所

【監査実施期間】

- ・ 書記による予備監査…平成 18 年 8 月 7 日(月)～21 日(月)の間に各機関を実施
- ・ 監査委員による本監査…平成 18 年 8 月 28 日(月)

【監査対象年度】 平成 13～17 年度

【監査の着眼点】

- ① 監査対象年度において、不適正な経理による資金づくりが行われていないか。
- ② 調査時点で、過去からの不適正資金が存在していないか。

【監査対象科目】

資金調査チームによる調査結果や、過去の不適正事例を参考に、不適正資金づくりが行われているとすれば、その可能性の高い「旅費」と「賃金」について重点的に検証する。

上記の随時監査において、監査実施機関の総計で、旅費 1,151 件（旅行件数）及び賃金 183 件（雇用件数）について関係書類の確認等により点検を行った。また、金庫内の確認や聴き取りを行った。その結果、

- ① 監査対象とした 12 機関とも、不適正な経理による資金づくりは確認されなかった。
- ② 資金調査チームへ報告されたもの以外に、不適正資金の存在は確認されなかった。

6 定期監査(予備監査)での重点項目の点検

今回の不適正資金問題の発覚後、7月10日(月)からの本庁各課に対する定期監査(予備監査)において、平成17年度を対象に不適正資金づくりや現在の不適正資金の有無を重点項目として監査を実施した。

【対象機関】 本庁全116機関中、86機関

【監査実施期間】 7月10日(月)～8月24日(木)

【監査の重点科目】

不適正資金づくりが関係業者等の第三者の協力を必要とせず、内部職員のみで比較的容易に行うことが可能と考えられる「旅費」及び「賃金」について重点的に検証した。

8月24日(木)までの本庁各課に対する定期監査(予備監査)では、上記の重点項目について、合計で旅費3,900件(旅行件数)と賃金167件(雇用件数)を確認し、また、金庫内の確認や聴き取りを行った。その結果、

- ① 平成17年度における不適正資金づくりは認められなかった。
- ② 資金調査チームへ報告されたもの以外に、不適正資金の存在は確認されなかった。

7 不適正資金問題に関する監査委員の見解

(1) 監査委員事務局における不適正資金の存在とその後の処理について

今回、4に記載のとおり、平成7年度前半ころまで、当監査委員事務局において、不適正な経理による資金づくりが行われて、平成10ないし11年度までその資金が不適切な事項に支出されていたこと、また、支出を抑制された資金が、平成8～9年度当時の代表監査委員及び事務局職員7人の計8人によって、分割管理されて、資金調査チームによる今回の調査までそれぞれが個人的に保有してきたことが、併せて判明しました。

監査委員監査への信頼に全く反する不適正資金づくりやその資金による支出が、過去に、自らの事務局において行われていたことについて、各機関の事務を点検し指導する立場にある監査委員及び事務局にとって、あってはならない恥ずべき問題であり、弁解の余地はなく、監査委員として県民の皆様には深くお詫び致します。

また、監査委員は不正があればそれを明らかにして是正させるべき責任があり、代表監査委員は監査委員に関する庶務を処理する立場にあります。当時の代表監査委員が、事務局における不適正資金の存在を承知しながら、それを明らかにしようとしないうで、自身を含めた関係者8人で分割して保管することにより、事実を隠蔽したことについては、大変遺憾なことと受け止めています。県民の皆様の監査委員監査への信頼に背いた、重大な判断誤りであったと思います。

監査委員としては、こうした事務局における不適正資金づくりや、元代表監査委員らによる不適切な対応を教訓にして、監査委員としての使命を改めて肝に銘じて、今後、より一層厳正な監査の執行を図りたいと考えています。

また、事務局内の事務処理についても、幹部職員を含めた全職員に、改めて会計法規の遵守について再認識を図るとともに、当時、不適正資金づくりが行われていたとされる旅費の支出に関しては、出勤簿、旅行命令書、復命書等の確認といった関係事務について、今まで以上に厳正に行うよう徹底を図ります。個人の印鑑の管理についても、各自の保管を厳守させます。

その他、今回の事案について問題の重大さを認識し、県民の皆様からの税金を預かっているという公金支出に関する意識の向上を図るよう、職場研修の実施や、各種研修会への参加を励行いたします。

そして、監査委員監査に対する県民の皆様の信頼回復のため、監査委員及び事務局職員が一丸となって、監査業務に努力してまいりたいと考えております。

(2) 県全体の不適正な経理による資金づくりについて

監査委員としては、今回、資金調査チームの調査により、平成 6 年度まで県組織のほぼ全体にわたって不適正な経理による資金づくりが行われており、当時、県組織全体で巨額の不適正資金が存在したことが明らかになったことを、重く受け止めている。

また、各所属で保管されていた資金の存在が表面化することを避けるために、平成 10 年度以降、資金が県職員組合に集約されたが、これらの行為は県民からの県政への信頼を損なうものであり、非常に残念なことと考えています。

監査委員監査において、これまでこうした不適正資金の存在を発見できなかったことについて、大変申し訳なく思っています。

7 月 5 日の新聞報道以降、監査委員として前記の 1～6 までの取組を進めてきたところであるが、「2 資金調査チームによる調査結果の検証」及び「3 定期監査（本監査）における各所属長等へのヒアリング」の際には、必要な事項の聴取りを行うと同時に、直接関係者に対して、監査委員としての今後の改善や再発防止のための意見・要望を述べてきた。

また、「5 随時監査の実施」及び「6 定期監査（予備監査）での重点項目の点検」によって、その後も不適正な経理による資金づくりが行われていないか、また、不適正資金が存在していないかという観点からの点検を、緊急に進めた。その結果、それぞれの監査対象機関や対象年度、点検費目等からは不適正な経理による資金づくりは認められなかった。さらに、資金調査チームに報告されたもの以外に、不適正資金の存在は確認されなかった。

こうしたことから、現在は、不適正な経理による資金づくりが組織的に行われていることはないと考えられるものの、本県において、あってはならない大規模な不適正資金問題が明らかになった以上、県民の皆様の県政への信頼回復を図っていくためには、監査委員としても、今後も引き続き、この問題に対して厳正な監査を実施していく必要があると考えています。

そのため、次の 8 に示す、監査委員としての再発防止のための取組により、今後も不適正資金に関する問題を最重要課題として、監査委員監査に取り組んでいく方針である。

また、知事部局、教育委員会など県の各機関においては、今回明らかとなった不適正資金づくりとその隠蔽といった、県政にとって非常に大きな過ちが二度と発生することのないよう、再発防止のための方策を確立して、幹部職員始め全職員の認識を徹底し、再発防止の取組を確実に実践していくことを強く望むものである。

8 再発防止のための取組

監査委員としては、各所属での不適正な経理による資金づくりや、その後の不適正資金の保有といった事案が発見できなかったことは、非常に重要な問題であると考えており、今後は、県政に対する信頼を失墜させたこの問題への対応を、監査委員監査の当面の最重要課題として、再発防止に向けて取り組んでいく。

(1) 外部人材の活用

これまで監査委員監査は、監査委員及び監査委員を補助する事務局の書記によって行ってきたが、書記が実施してきた予備監査業務の一部について、監査法人、公認会計士、税理士等への委託を行うことにより、財務会計事務に関する専門的知識を有する外部人材の活用を図るよう検討を進める。

【目的】

① 監査の透明性・公平性の確保

現状の監査に対して、外部の視点から監査することにより客観的・効果的な監査を実施し、監査の透明性・公平性を確保する。

② 監査の専門性の向上

公認会計士等の専門的な知識や分析能力を活用することにより、監査精度の向上と、より実効性の高い監査手法の導入を図る。

③ 受検機関への牽制

外部的監査ということで、受検機関にこれまで以上の緊張感を与えて、不正行為の未然防止を図る。

【活用方法】

監査計画の立案、監査手法の検討、予備監査の実施、監査結果報告書の作成などを、公認会計士等と書記が共同で実施する。

(2) 不適正資金に関する「特別監査」の実施

今回明らかになった不適正な経理による資金づくりを教訓として、資金調査チームにより報告された過去の不適正資金づくりに関する手法を参考にして、旅費、賃金、消耗品費など、各科目ごとに想定される不正工作に応じて、新しい監査手法を導入する。

そして、今後、①現在も不適正な経理による資金づくりが行われていないか、また、②不適正資金が依然として保管されていないかを重要な視点とした「特別監査」を実施する。

不適正資金に関する「特別監査」実施方針

- ・ 不適正資金に関する特定課題(不適正な経理による資金づくり、不適正資金の保管)を設定し、監査手法を改善強化して、その検証を中心とする特別監査を実施。
- ・ 今後、定期監査を実施予定の機関において、通常の監査内容に加えて、特定課題に的を絞った監査を実施。
- ・ 実施に当たっては、調査科目、対象年度等を選定して行う。
- ・ 不適正資金づくりなどの有無の確認のほか、会計事務に関する牽制や緊張感を与える効果を持たせる。

【予備監査】

- ・ 不適正資金づくりの大半を占めるとされた旅費の他、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、会議費等)、財産売払収入などの科目ごとに想定される不正工作と、それに対する監査手法のマニュアル作成
- ・ 受検機関の取引業者、出張先等の関係者に対する裏付け調査の実施
- ・ 不適正資金の有無等についての聴き取り調査
- ・ 所属の金庫の中の点検
- ・ 所属長や管理調整担当職員等の机の引出し、ロッカー、キャビネット等の点検

【本監査】

- ・ 一定の時間を設けて、不適正資金に関する質疑を実施
- ・ 不適正資金づくりを防止する再発防止策や内部牽制体制と、その実施状況について確認・指導
- ・ 所属長や管理調整担当職員への不適正資金に関する個別の質疑を実施
- ・ 管理職等の出勤簿、旅行命令書、復命書等の確認や、所属の金庫の中の点検
- ・ 不適正資金づくりの再発防止策や内部牽制体制等の不十分な機関について、「指摘事項」として公表し、改善状況の回答を求める他、監査委員の主な指導内容についても「本監査指導事項」として文書で通知